

就学援助制度について

湧水町教育委員会

湧水町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費など就学に係る経費の一部を援助しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助費を受給することができます。

- 1 湧水町に住所（住民票上の住所）を有しており、湧水町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
 - 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ① 生活保護受給世帯
 - ② 生活保護が停止または廃止となった世帯
 - ③ 町民税非課税世帯
 - ④ 児童扶養手当受給世帯
 - ⑤ その他町長が必要と認めるもの
- ※ 所得金額については、源泉徴収票や確定申告を行った書類等で確認することができます。



○ 援助内容・金額等について

費目名	内容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	11,630円	22,730円	定額
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	2,270円	2,270円	定額(1学年を除く)
新入学児童生徒学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	57,060円	63,000円	定額
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費等	22,690円	60,910円	実費を基本とし、左記金額を限度額とする。
校外活動費(宿泊なし)	校外活動に直接係る交通費等	1,600円	2,310円	定額
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	実費
学校給食費	学校給食に要した給食費	—	—	R6より完全無償化
オンライン学習通信費	オンライン学習が実施された場合に支払う通信料	14,000円	14,000円	家庭でのオンライン授業等を行った場合に限る。
体育実技用具	授業で柔道を行うために必要な用具(柔道着)の購入費	—	7,650円	在学中1回のみ、左記金額を限度額とする。
卒業アルバム代	卒業アルバムの購入費	11,000円	10,000円	実費を基本とし、左記金額を限度額とする。

※ 生活保護を受給されている場合、「修学旅行費」及び「医療費」について援助が受けられます。(その他の費目については、生活保護で支給されます。)

※ 新入学児童生徒学用品については、入学前に申請があり、認定された小学1年生と中学1年生へは入学前に支給し、入学後に申請があり、新たに認定された小学1年生と中学1年生へは1学期末に支給します。

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する(予定の)学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の審査結果については、7月頃にお知らせします。
- 3 就学援助の支給については、各学期末に行う予定です。

問合せ先

湧水町教育委員会 教育総務課
〒899-6192 湧水町中津川603番地
TEL 0995-75-2142